



過去に作成した遺言公正証書を変更される方へ

遺言者ご本人がご意思を決めた上でこちらの用紙へ記入し、必要書類と一緒に送ってください。

↓ 【 必要書類チェックシート 】 書類送付前にご確認ください。 ↓

必ず必要です。

番号 ☑	* お送り頂きたい書類 *	補足説明
① ☐	この記入用紙 「過去に作成した遺言公正証書を変更される方へ」	記入漏れが無いが、今一度ご確認ください。
② ☐	遺言者の印鑑登録証明書	印鑑登録証明書は発行日より3か月以内のもの
③ ☐	前回作成した遺言公正証書のコピー	前回作成の証書原本と照合するため、お手元の正本または謄本の全ページのコピーお取りください。

変更内容により必要です。

相続人、受遺者、遺言執行者、予備的遺言などを変えたいまたは増やしたい			
● 前回遺言公正証書に記載しておらず、今回初めて記載する方 (★)			
人 の 変 更	④ ☐	★が法定相続人の場合 財産を引き継がせる相続人の戸籍謄本	遺言者と財産を引き継がせる相続人の続柄が明らかとなるもの。 発行日より3か月以内のもの
	⑤ ☐	★と遺言者に血縁関係がない場合 運転免許証の両面コピー、住民票、マイナンバーカードの表面コピーなど いずれか1点	氏名・生年月日・住所が分かる公的な資料
	● 前回遺言公正証書に記載ある方を、さらに他の条項（遺言執行者や予備的遺言者）に指定したい		
	⑥ ☐	この記入用紙「遺言に関する公正証書を作成される方へ」の6へご記入ください	記入漏れが無いが、今一度ご確認ください。
	● 前回遺言公正証書に記載ある方で氏名・住所に変更がある場合		
	⑦ ☐	運転免許証の両面コピー、住民票、マイナンバーカードの表面コピーなど いずれか1点	氏名・生年月日・住所が分かる公的な資料
前回遺言公正証書作成後に増えた不動産を追記したい・不動産を引き継がせる人を変えたい			
不 動 産 の 変 更	⑧ ☐	最新の固定資産税等課税明細書(課税通知書)のコピー、固定資産評価証明書、名寄帳などいずれか1点	土地の地積や建物の床面積、その評価額などが分かるもの。
	⑨ ☐	土地・建物の登記簿謄本(登記事項証明書又は不動産登記情報)直近数カ月以内に取得したものがあ る場合は、ご提出ください。	不動産登記情報は、実費がかかりますが、当役場を通じて入手することができます。
前回遺言公正証書作成後に増えた金融資産を追記したい・金融資産を引き継がせる人を変えたい			
金 融 変 更 資 産	遺産に預貯金・有価証券・投資信託などが含まれる場合には…		
	⑩ ☐	通帳の支店名・口座番号・証券番号などの記載のある面のコピーと概ねの残高を記載してある通帳のコピー 有価証券との預託先の証券会社・支店名・残高が分かる書類(証券など)	公正証書に口座番号等を正確に記載するため、または手数料算定のために関連部分のコピーが必要となります。
公証役場で証人紹介を希望しない場合			
証 人	証人をお客様が知人や友人に依頼される場合には、この方の		
	⑪ ☐	運転免許証の両面コピー、住民票、マイナンバーカードの表面コピーなど いずれか1点	氏名・生年月日・住所が分かる公的な資料

選択

1 今回、遺言公正証書を変更されたい方（遺言者）は誰ですか？



ふりがな () ()
お名前
ご職業 無職 ・ 会社員 ・ その他 ()
<small>○をつけてください</small>

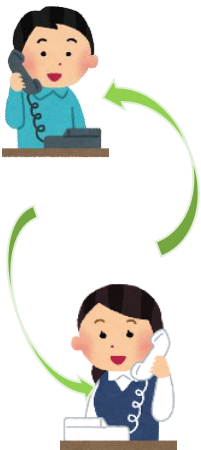
2 遺言者ご本人の健康状態を教えてください。（○をつけてください）

遺言公正証書は、公証人が遺言者ご本人の遺言能力と意思を
しっかりと確かめさせていただいた上で作成します。
この手続きを円滑に進めるために、遺言者ご本人健康状態を教えてください。

(1)視覚	目は見えますか？	→	見えます	・	見えません
(2)聴覚	耳は聞こえますか？	→	聞こえる	・	大きな声は聞こえる ・ 聞こえません
(3)手指	署名は出来ますか？	→	できる	・	できない
(4)足	歩けますか？	→	歩ける	・	車椅子などを使用 ・ 歩けない
(5)記憶力	物忘れはありませんか？	→	ありません	・	中度 ・ 認知症の診断を受けている

3 お客様のご連絡先を教えてください。 (遺言者以外の方でも問題は無いですが、理由をお伺いする場合もございます。)

公証人が遺言をされる方のご意向に従った公正証書”原案”を作成します。
”原案”をお客様にもご確認いただく必要がございます。



ふりがな () ()
お名前
遺言者とのご関係 本人・配偶者・子・親・兄弟・姉妹・甥・姪・知人・その他 ()
日中連絡可能な電話番号 () -

※当役場からご連絡する際に”春日部公証役場”の名前を使用してもよろしいでしょうか？（どちらかに○をつけてください。）

問題無いです 使用しないでください

4 文案の送付方法を教えてください。
 (遺言者以外の方でも問題は無いですが、理由をお伺いする場合がございます。)

ご希望の送付方法に○をつけてください → 【 郵送 ・ メール ・ FAX 】

※郵送でのやり取りは、文案のお届けまで時間を要するため、
 メール や FAX でのやり取りをおすすめしております。

上記「**郵送**」に○をつけた方は記入してください。

住所 〒 _____ 様宛
 都 道 _____ 市 区
 府 県 _____ 町 村

※当役場から郵送で送る際に“春日部公証役場”の名入りの封筒でお送りしてもよろしいですか？(どちらかに○をつけてください)
 問題無いです 名入りのない無地の封筒で送ってください



上記「**メール**」に○をつけた方はご確認ください。



- ① QRコードを読み取ってください。
- ② メール本文ご記入の上、必要書類を添付し、送信してください。
- ※ この記入用紙を添付される方は、メール本文の記入は不要です。
- ※ 必要書類を添付せずに別途郵送される方は、「書類は郵送します」とご記入ください。【春日部公証役場：kasukabe@kasukabe-notary.jp】

上記「**FAX**」に○をつけた方は記入してください。

F A X () -

5 作成時、証人2名(立ち合い人)に立ち会っていただく必要があります。
 どなたにお願いするのですか？ 見当たらない場合には、当役場でご紹介致します。

※ 未成年、推定相続人、遺産を受け継ぐ方々、これらの方々の直系の血族や配偶者の方々は証人になれませんので、友人や知人が望ましいです。

※ 作成当日、証人の方に当役場へおこしいただく必要があります。

当役場でご紹介いたしますか？どちらかに○をつけてください。

役場に紹介をお願いする
 【※紹介料がかかります】

いいえ

証人一人目
 お名前

ご職業 無職 ・ 会社員
 その他 ()

遺言者との関係 知人・その他 ()

上記「**いいえ**」に○をつけた方は記入してください。

証人二人目
 お名前

ご職業 無職 ・ 会社員
 その他 ()

遺言者との関係 知人・その他 ()

付言事項（家族らに言い残しておきたいこと等）を記述することもできます。

7

…これを記すことによって、遺言者の思いが遺族に正しく伝わり、相続手続きもスムーズに進む効果があります。

- ・ 相続人や世話になった人々に対する感謝の思い
- ・ 遺言を遺すこととしたわけ
- ・ 残す家族が仲良く助け合って過ごすことへの願い などが述べられます。

8

ご質問があればお書きください。

ご記入ありがとうございました。

1枚目のチェックリストをご覧くださいながら、書類が揃っているかご確認ください。

揃いましたら、この記入用紙と合わせてお送りください。

宜しくお願い致します。



春日部公証役場

固定資産税の課税明細書のコピーを取る方は、
こちらを参考にしてください。

直近の通知書をご確認ください。

この納付書は直接機械で処理しますので、絶対に汚したり折り曲げたりしないでください。

納税義務者及び納税管理人

埼玉県春日部市

春日部 太郎 様


(共有者氏名)

納税義務者番号

年度
固定資産税・都市計画税
納税通知書

地方税法及び市税条例の規定により本書のとおり賦課しましたので通知します。
※ この納税通知書により、各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

埼玉県春日部市長
石川 良三



① 住所・お名前が記載されている面

年度 課税資産明細

本年度の賦課期日() 現在課税台帳に登録されている資産(土地・家屋)について内容をお知らせします。

納税義務者氏名 様 納税義務者番号 通知書番号

資産区分	所在地番		評価額(円)		軽減税額(円)		備考
	課税地目又は構造 登記地目又は種類	課税地積又は 床面積(m ²)	(固)前年度課税標準額 (都)前年度課税標準額	(固)当該年度課税標準額 (都)当該年度課税標準額	固定資産税額	都市計画税額	
家屋	春日部市中央1-1-1			5,445,888			
	木造			5,445,888		76,242	
	居室	87.76		5,445,888		10,891	
	以下 余 白						

上記の内容についての問い合わせは、お手数ですが資産税課までご連絡ください。
※非課税固定資産(公衆用道路等)については、表示してありません。

② 所在地番・評価額が記載されている面

